

(公社)愛媛県紙パルプ工業会施設使用規則

第1条 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会が管理する施設（以下施設と称する）の使用については、この規則に定めるところによる。

第2条 本施設（別表第2表）を使用しようとするものは、所定の用紙に次の事項を記入し、専務理事の許可を受けなければならない。

1. 使用の日時
2. 使用の施設
3. 使用の目的
4. 参集予定人数
5. 使用責任者の住所、職業、氏名
6. その他必要事項

第3条 次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

1. 公安を害するおそれがあると認めるとき。
2. 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
3. 使用について過去に不都合があったと認めるとき。
4. 当工業会の運営の趣旨になじまないと認めるとき。
5. その他管理上必要があると認めるとき。

第4条 次の各号の一に該当する場合には、使用の許可を取消し、若しくは使用を中止させることができる。

1. 本使用規則に違反するとき。
2. 虚偽の許可願であったとき。

第5条 本施設の使用時間は9時から21時までとする。

第6条 使用の許可を受けたものは、別表第1表の使用料を前納しなければならない。

2. 専務理事は、特別の事情により必要があると認めたときは、納付すべき使用料を減免することができる。

使用料の減免を受けようとするものは、専務理事に申し出なければならない。

第7条 納付した使用料はこれを還付しない。

但し天災地変等により使用できないときは、使用料の全部又は一部を還付する。

第8条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

1. 許可を受けた目的以外に使用し又は使用の権利を譲渡し若しくは転貸しないこと。
2. 使用許可のない室又は物件を使用しないこと。
3. 建物又は附属物を損傷しないこと。
4. 使用者は使用中過って建物又は附属物を損傷若しくは滅失したときは、専務理事の定める損害額を賠償しなければならない。
5. 火気に厳重注意すること。
6. 使用者は使用に際し、貼紙、釘打、その他特別の設備をしようとするときは、係員の承認を受けなければならない。
7. 使用者は使用終了後は速やかに原形に復し清掃を行い、係員の点検を受けなければならない。
8. 使用者は使用に際し、非常口及び非常用通路を確保しておくこと。
9. 前各号の外専務理事の指示した事項。

(附則) この規則は、昭和62年7月29日より施行する。

(別表1)

(公社)愛媛県紙パルプ工業会館施設使用料金表

(平成13年11月改訂)

(単位：円)

区分 時間	第一応接室		第二応接室		小会議室		大会議室		会議室 南		会議室 北	
	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員
9 ~ 13	1,200	2,000	900	1,500	1,800	3,000	3,000	5,100	1,600	2,700	1,400	2,400
13 ~ 17	1,500	2,500	1,200	2,000	2,100	3,500	3,600	6,100	1,900	3,200	1,700	2,900
17 ~ 21	1,800	3,000	1,500	2,500	2,400	4,000	4,200	7,000	2,200	3,700	2,000	3,300
9 ~ 17	2,400	4,000	1,800	3,000	3,600	6,000	6,000	10,200	3,200	5,300	2,800	4,700
13 ~ 21	3,300	5,500	2,700	4,500	4,500	7,500	7,800	13,000	4,100	6,800	3,700	6,200
9 ~ 21	4,200	7,000	3,300	5,500	6,000	10,000	10,200	17,000	5,400	9,000	4,800	8,000
延 長	600	1,000	500	850	800	1,300	1,400	2,300	750	1,250	650	1,100

1. 冷暖房を使用する場合は、上表の料金の7割を加算する。
2. 土曜・日曜及び祝祭日等休館日に使用するときは、上表の料金の3割を加算する。
3. 使用時間を延長する場合は、延長1時間につき上表の料金を追徴する。但し、30分以上をもって1時間とみなす。

(公社)愛媛県紙パルプ工業会奉仕料等料金表

(平成9年5月改訂)

(単位：円)

区分 時間	第一応接室		第二応接室		小会議室		大会議室		会議室 南		会議室 北	
	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員
奉仕料	無料	2,000	無料	2,000	無料	3,000	無料	5,000	無料	3,000	無料	3,000

1. 奉仕料は、当会職員による湯茶サービスとする。
2. 土曜・日曜及び祝祭日等に該当するときは、上表の料金に3割を加算する。
3. 湯茶は、無料とし、コーヒー・ジュース類は1杯250円とする。

(公社)愛媛県紙パルプ工業会備品使用料金表

(平成19年8月追加)

(単位：円)

No.	品名	機種	料金		備考
			会員	非会員	
1	オーバーヘッドプロジェクタ	フジックス 950-II	無料	1,500	
2	スライドプロジェクタ	キャビン AF-2500	無料	1,500	
3	スクリーン	キャビン TA-180	無料	1,500	サイズ180×180
4	テレビ	ナショナル TH26B1	無料	1,500	26インチ
5	ビデオ	ソニー SLV-R350	無料	1,500	VHS方式
6	ポータブルPAパック	ビクター SS-Z30	無料	1,500	マイク含む
7	マルチメディアプロジェクタ	エプソン ELP-50	無料	1,500	

(別表2)

(公社)愛媛県紙パルプ工業会使用施設

室名	収容人数	床面積	備考
第一応接室	14人	30.75m ² (11.2坪)	
第二応接室	10人	21.09m ² (6.4坪)	
小会議室	20人	58.71m ² (17.8坪)	
大会議室	100人	156.56m ² (47.4坪)	
会議室 南	45人	86.52m ² (26.2坪)	大会議室を分割
会議室 北	40人	70.04m ² (21.2坪)	



第一応接室



第二応接室



小会議室



大会議室